

INFORMATION

- 本庁**  
〒328-8686 万町9-25  
☎21-2316 FAX21-2673
  - 大平総合支所**  
〒329-4492 大平町富田558  
☎43-9205 FAX43-8818
  - 藤岡総合支所**  
〒323-1192 藤岡町藤岡1022-5  
☎62-0900 FAX62-4625
  - 都賀総合支所**  
〒328-0192 都賀町家中5982-1  
☎29-1100 FAX28-0169
  - 西方総合支所**  
〒322-0692 西方町本城1  
☎92-0300 FAX92-2611
  - 岩舟総合支所**  
〒329-4392 岩舟町静5133-1  
☎55-7751 FAX55-4910
- 休日にお困りの時は  
本庁日直 ☎(22) 3535

お知らせ

**国民健康保険・後期高齢者医療被保険者の方へ**  
人間ドック費用一部助成の追加募集の申請受付

本市の国民健康保険や後期高齢者医療に加入し人間ドック等を受診される方へ、疾病の早期発見及び健康の保持増進を図るため、費用の一部を助成します。

**申込種別** 一般ドック(日帰り・宿泊)及び脳ドック(日帰り)

**受診期間** 10月1日(火)～令和2年3月31日(火)

**対象** ○国民健康保険の35歳以上の被保険者で、国民健康保険税に未納が無く、特定健診を受診していない方

○後期高齢者医療の被保険者で、後期高齢者医療保険料に未納が無く、健康診査を受診していない方

**検診機関** 対象となる医療機関のみとなりますので、申請書でご確認ください。

**助成額** ドック費用の2分の1相当額(千円未満切捨、年度内1人1回、限度額2万円)※医療機関で助成額を差し引いた自己負担額をお支払いください。

**定員** 国民健康保険 70人  
後期高齢者医療 70人  
(いずれも定員を超えた場合は抽選)

申込・受診方法

所定の申請書に必要事項を記入押印(シヤチハタ不可)のうえ、申請期間中に次の申込先へ申請してください。なお申請書は、9月2日(月)から本庁保険医療課、各総合支所の市民生活課で配布します。(市ホームページ)からダウンロード可)

助成が決定した方には、9月下旬に市より「人間ドック検診券」を郵送します。その後は、申請書に記入した検診機関にご自分で直接予約をし、検診券と被保険者証、自己負担額分の検診代金などをお持ちのうえ、受診してください。

※市外に転出した場合や、検診を受ける前に他の健康保険に加入した場合は、助成の対象となりません。また、特定健診(健康診査)と重複して受診した場合は、助成金を返還していただきますので、ご注意ください。

**申込期間** 9月17日(火)～24日(火)まで

**申込先** ○窓口 保険医療課または各総合支所市民生活課  
○郵送 〒328-8686 (住所不要) 栃木市役所保険医療課あて

(9月24日(火) 必着)  
FAX (21) 22679  
問 保険医療課(本庁舎2階) 国民健康保険 ☎(21) 21331  
後期高齢者医療 ☎(21) 21337

障害基礎年金のご案内

病気やケガで障がいが残ったとき、障害基礎年金が支給される場合があります。

障がいの原因となった病気やケガの『初診日』が65歳未満の方が、一定の障がいの状態になったときに支給されます。ただし、老齢基礎年金を受給している方は、障害基礎年金の請求ができない場合があります。

**年金額(年額)**  
1級 975,125円  
2級 780,100円

※障害者手帳の等級とは異なります。

**年金受給要件**  
初診日のある月の前々月までの被保険者期間のうち保険料の未納が3分の1以上ある場合は、障害基礎年金の請求はできません。(ただし、初診日が平成38年3月31日までにあるときは、初診日のある月の前々月までの1年間に未納がなければ請求することができます)

**必ず事前にご相談を**  
初診日が国民年金期間中又は20歳前の場合の相談は、問合先へ初診日と通院歴をお調べのうえ年金手帳をお持ちください。初診日が厚生年金期間中又は第3号被保険者期間中の場合の相談先は、年金事務所になります。

ります。  
問 保険医療課 ☎(21) 2134  
各総合支所市民生活課窓口  
**令和元年度栃木市交通安全市民大会**



市民一人ひとりが交通安全意識を高め、交通ルールの遵守、交通マナーの向上を図るため、交通安全市民大会を開催いたします。あらためて交通安全について考えてみませんか?

ぜひ、皆様お誘いのうえ、ご来場ください。  
**日時** 9月28日(土) 14時～16時  
**場所** 栃木文化会館(旭町)

**対象** どなたでも  
**内容** 一部・式典、二部・アトラクション  
出演・栃木県警察音楽隊  
**定員** 1,200人  
**入場** 無料  
**申込** 不要  
問 交通防犯課 ☎(21) 2151

**秋の交通安全運動**  
9月21日(土)～30日(月)

う!  
問 交通防犯課 ☎(21) 2151  
**敬老祝金のお知らせ**

長年にわたり社会に貢献してきた高齢者の長寿を、市民の皆さんと共に祝いするため、敬老祝金を支給します。

**対象者及び支給金額**  
9月1日において、栃木市に引き続き1年以上住所を有する方で、平成31(2019)年4月1日から令和2年3月31日までの間に、次の誕生日を迎える方

85歳(昭和9年4月1日から昭和10年3月31日の間) : 1万円  
90歳(昭和4年4月1日から昭和5年3月31日の間)

：2万円  
95歳(大正13年4月1日から大正14年3月31日の間) : 3万円  
100歳(大正8年4月1日から大正9年3月31日の間) : 10万円  
101歳以上(大正8年3月31日以前) : 5万円

**支給期間**  
令和元年9月から随時  
※対象者に民生委員等が直接お渡しに伺います。

**地域包括ケア推進課**  
☎(21) 2242  
**巴波川一斉清掃の実施**  
巴波川一斉清掃にご協力をお願いします  
**主催** 栃木市河川愛護会、自治会連合会、地域クリーン推進員連合会

**協力団体** 栃木市建設業関連団体連絡協議会  
**日時** 9月28日(土) 7時～8時  
**場所** 蟹田橋(大町)～JR両毛線高架橋  
問 栃木市河川愛護会事務局(道路河川維持課内) ☎(21) 2408

岩舟町静地内の駒場街道踏切の拡幅工事のため、工事期間中、駒場街道踏切の交通規制を行います。9月から12月までの期間は、終日通行止めになります。なお、歩行者は昼間のみ通行できます。令和2年1月から3月までの期間は、夜間通行止めになります。

**工事に伴う岩舟駅西側踏切の通行止め**  
岩舟町静地内の駒場街道踏切の拡幅工事のため、工事期間中、駒場街道踏切の交通規制を行います。9月から12月までの期間は、終日通行止めになります。なお、歩行者は昼間のみ通行できます。令和2年1月から3月までの期間は、夜間通行止めになります。



問 道路河川整備課 ☎(21) 2784

9月9日は救急の日

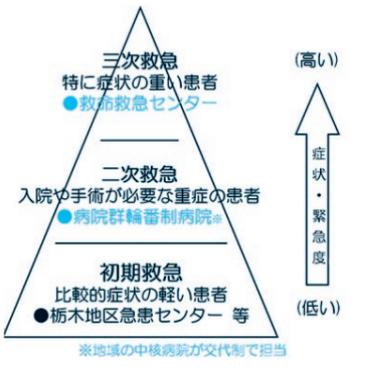
医療機関の適正な利用にご協力ください

近年、「平日・昼間は仕事があるから」「昼間は病院が混んでいるから」などの理由で、休日や夜間に救急病院を受診する方が増えていますが、緊急性の高い患者さんの治療に支障をきたすだけでなく、救急医療にたずさわる医師や医療スタッフの負担となり、救急医療体制を維持できなくなるおそれさえあります。

そうならないためには、適正な医療機関の受診や救急医療の利用について、一人ひとりの心がけと協力が必要です。救急医療の利用について正しく理解していただくとともに、今後とも、地域の救急医療を守るためのご協力をお願いいたします。

普段から心がけていただきたいこと

- ①なるべく医療機関の通常の診療時間内に受診しましょう。
- ②「かかりつけ医」をもちましょう。病気になったときの初期治療や、健康に不安を感じたときに相談できる、身近な医師を探しておきましょう。
- ③休日や夜間の急な病気で比較的症状の軽い方は、**栃木地区急患センター**をご利用ください。



栃木地区急患センター

「栃木地区急患センター」は栃木市が設置し、栃木市医師会に指定管理施設として運営を委託しています。医師は開業医による当番制で、自身の診療所終了後に駆けつけ、毎日多くの患者さんの診療に当たっています。急患センターの利用は恒常的に多く、平成30年度の患者数は延べ7,001人にもなります。

今後も、栃木地区の初期救急の要である「栃木地区急患センター」が安定して医療を提供できるよう、適正な利用にご理解とご協力をお願いいたします。

問 健康増進課 ☎(25) 3511